平成２３年（フ）第２８３１号
横浜市戸塚区平戸町1136番地３　アルシオネ横浜101号
債務者　村松　　登
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２８９７号
横浜市緑区三保町2358番地１　スクエアーヒルズＡ棟102号
債務者　筑井　　唯（旧姓内川・鈴木）
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１４６４号
東京都三鷹市下連雀４丁目15番26号市村ビル301
債務者　梅尾　俊之
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月13日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第６１３５号
大阪府東大阪市瓜生堂１丁目20番13号　エステートピアヤスダⅠ―101号、前住所大阪府東大阪市若江南町４丁目２番40号
債務者　入江　武司
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７３５３号
大阪市平野区長吉長原東２丁目５番11―807号
債務者　金井　良憲
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２９０号
長崎県佐世保市桜木町1418番地１　桜木住宅３番館507、旧住所長崎県佐世保市桜木町694番地
債務者　高倉二三雄
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月６日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第３１９号
川崎市中原区今井仲町354番地１　サニーウェルズ301
債務者　東　　修
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月17日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第３２０号
川崎市中原区今井仲町354番地１　サニーウェルズ301
債務者　東　　大智
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月17日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第６７８号
川崎市高津区上作延880番地
債務者　杉山　　馨
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月17日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第６８３号
川崎市幸区小倉815番地１　市営住宅２―301
債務者　米園　信次
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月17日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第６８８号
川崎市宮前区馬絹859番地　サンハイツＢ―102、前住所川崎市高津区下作延３丁目15番43号　レジデンス梶ヶ谷303
債務者　加藤　京子
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月17日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第６９２号
川崎市幸区河原町１番地　河原町団地４―311、前住所横浜市泉区上飯田町2670番地県営いちょう団地44棟401号
債務者　森下　典子（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月17日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第１４０２号
東京都町田市成瀬2210番地１ベルゾーネ玉寿101
債務者　新保　好江
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月18日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第５４０号
静岡県浜松市浜北区小松834―５、住民票上の住所静岡県浜松市浜北区小松4260番地の１
債務者　小山　絵里
1　決定年月日時　平成23年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月20日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第３２３号
愛知県豊橋市多米中町３丁目２番地の１―14―303
債務者　平井　宏枝
1　決定年月日時　平成23年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月16日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部